

「Medtec Japan 2025」
静岡県ブースに係る設営等業務 仕様書

1. 委託期間 委託契約締結日から令和7年4月11日（金）まで
2. 予算上限額 1,700,000円（税込み・10%） ※内消費税 154,545円
3. 業務内容

- 静岡県ブース設営（必要資材製作、床工事、電気工事等も含む）・撤去に関わる業務全般（準備、搬入、設営、撤去、廃材処理、搬出）、希望する共同出展社のレンタル備品手配（希望者には有料対応）、ブース設営に関する主催者宛申請書類等の作成等
- 各出展社のパネル・ポスター等の設置作業の手伝い（搬入スケジュール時）
- 装飾に出展社の出展製品等画像写真等を使用する場合の出展社との直接打合せ、写真データ等の直接収集作業

①展示会概要

名 称： Medtec Japan 2025
会 期： 令和7年4月 9日（水）～11日（金）10:00～17:00
設営・搬入： 令和7年4月 8日（火）
搬 出： 令和7年4月11日（金）17:00～
会 場： 東京ビックサイト（東京都江東区有明3-11-1）

②静岡県ブース概要

ブース面積： 4小間（6m×6m）（4面開放型）
出展社数： 8社・団体（県内中小企業6社・産業支援機関2団体）

※出展社説明会実施時の参加は不要

4. ブース装飾・レイアウト

（1）全体

- ①来場者にとって視認性（全体イメージ、看板サイズ、明るさ等）が高いこと
- ②ブースデザイン・装飾は、展示会の主旨に合ったデザイン性に優れたものとする
- ③出展社・来場者の動線に配慮した機能性が高いレイアウトであること
- ④各社展示スペースは、サイズ・場所等の公平性を考慮し、一体感を演出すること
- ⑤出展社ファーストの考え方でのブース装飾・レイアウトであること
- ⑥公益財団法人 静岡県産業振興財団の名称をブースデザインの中に入れる必要はないこと
- ⑦静岡県のブースであることが、すぐにわかるようにすること
- ⑧共同ストックルームを設置すること
- ⑨インフォメーションの設置は不要
- ⑩商談コーナーの設置は不要
- ⑪小間は、更地渡し
- ⑫装飾物の高さ制限は5m（見込み）（2025の出展マニュアルで確定）
- ⑬「Medtec Japan 2025」出展マニュアルに記載されている小間装飾規定に従ったブース装飾・レイアウトであること（2025の出展マニュアルは令和6年11月末までに公開予定、必要な方は財団までご連絡下さい）

(2) 各社展示スペース

- ① 8社・団体分の展示スペースを設置すること
- ② 対面式のブースとすること
- ③ それぞれ独立（横並びの場合は仕切りでも可）したブースとすること
（出展社募集案内には、占有スペースの予定として間口 1.2m×奥行 1.2m と記載）
- ④ 産業支援機関2団体は、隣り合わせ（横並び）に配置できるようにすること
- ⑤ 展示台は、W1200×D600サイズ以上のものを使用すること
- ⑥ 展示台は、下にカタログ等を置くことができる収納スペースがあるものを使用すること
- ⑦ 照明は、明るい印象となる照度とすること
- ⑧ 背面の壁にA1サイズのパネル・ポスターの掲示スペースを最低2枚分確保すること
- ⑨ 背面の壁は、重量物（電飾パネル・モニター等）が設置対応可能とすること
（標準仕様はアルミパネル・ポスターを設置できる強度の仕様、重量物の設置により補強・専用取付工具等が必要となる場合の追加費用は該当出展社・団体が負担）
- ⑩ キャッチコピー、社名を掲示するデザインとすること
- ⑪ ハイチェア1脚を設置すること
- ⑫ 100V、2口コンセント（電気容量500W）を設置すること
- ⑬ 背面の壁に取り付けるパネルを固定するためのベルクロ（マジックテープ）、チェーン、S字フック、釘等を用意すること（各社分）

(3) ストックルーム

- ① 出展全社が使用できるスペースを確保すること
- ② 100V、2口コンセント（電気容量500W）の設置は不要
- ③ 会期中、脚立1脚をストックルーム置いておくこと
（会期中に作業発生があった場合の対応のため）

5. 留意事項

- (1) ブース装飾・レイアウトのコンセプトを明確にすること
- (2) 見積には電気幹線工事費（1次側）、電気使用料も織り込むこと
- (3) 搬入日は各社の搬入作業が終わるまで常駐すること
- (4) 見積は消費税率を10%として算出すること
- (5) 委託費の支払いは業務完了後の精算払いとなること
- (6) 天災、新型コロナウイルスの影響等やむを得ない事由により共同出展が中止となった場合は、減額を含め、契約内容の変更又は取消する場合があること（中止と連絡した日までに支出した契約に関する経費については支払いを行う予定）
- (7) その他仕様書に記載の無い事項については、双方協議の上で決定すること